

2025年5月
消費者情報

八代市（氷川町・芦北町）消費生活センター

電話：0965-33-4162



5月は消費者月間です。消費者保護基本法（消費者基本法の前身）が昭和43年5月に施行されたことから、その施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月が「消費者月間」とされました。令和7年度の消費者月間統一テーマは「明日の地球を救うため、消費者にできること グリーン志向消費～どのグリーンにする？～」です。グリーン志向消費とは、環境に配慮した商品や企業を選ぶことで地球環境の改善等を目指す消費者のことを指します。次世代の子どもたちに持続可能な環境を残すため、自身の消費行動が地球にどのような影響を与えるのか、一人一人が地球環境に配慮した消費行動を選択していきたいですね。

相談事例

【事例1】自宅に「電気安全調査事前のお知らせ」という通知をしてきた事業者の信用性を知りたい。（30代女性）

自宅に「電気安全調査事前のお知らせ」と記載してある紙が届きました。点検工事期間が記載しており10分程度の点検との記載がありますが、事業者の信用性を教えてください。

〈助言〉

消費生活センターでは個別の事業者の信用性についてはお答えすることができません。しかし、記載のあった電力会社のホームページを確認したところ、4年に1回行われる電気設備の安全調査実施の連絡であり、相談者が契約している電力会社から委託されている事業者からのお知らせであることが判明しました。安全調査にかかる点検費用はかからないことを相談者に伝え、事業者が来訪した際には身分証明書を確認するように助言しました。

【事例2】事業者からボイラーの点検の電話が入り承諾したが設置事業者ではなかった。本日来訪予定だがどうしたらよいか。（70代女性）

昨日、自宅の固定電話に事業者から電話があり「給湯器の点検に伺います」と電話がありました。自宅のボイラーを設置した事業者だと思い承諾しましたが心配になり、自宅のボイラーを設置した事業者を確認したところ「そのような電話はしていない」と言われました。本日午後に来訪予定ですがどうしたらよいでしょうか。相手の事業者の名前も電話番号もわかりません。

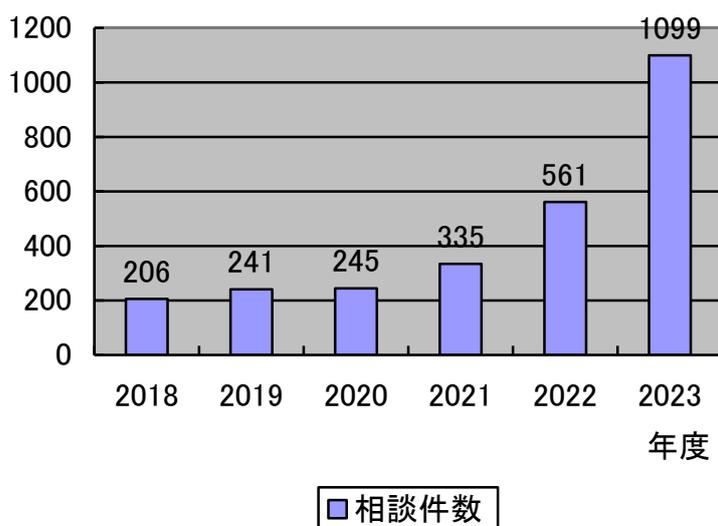
〈助言〉

点検商法について説明し、事業者が来訪したらきっぱり断ること。事業者が帰らない場合や恐怖を感じるような場合は警察に電話をするように助言しました。日頃から固定電話は留守番電話設定にし、知人には後からかけなおすよう助言しました。

給湯器の点検にご注意ください！

給湯器の点検商法に関する相談が八代市だけでなく、全国の消費生活センターに寄せられています。相談件数は2023年度に入り急増しています。突然、電話や訪問で給湯器の点検を持ちかけられ、不安をおおられて高額な給湯器の交換をすることになってしまったという相談事例の7割以上が70歳以上です。

件数 給湯器の点検商法に関する年度別相談件数の推移



消費者へのアドバイス

- 事業者名、住所、連絡先を聞き取り、契約先であるかの確認をしましょう。チラシに記載してある電話番号やかかってきた電話にかけなおすのではなく、事業者の公式ホームページや契約書等に記載のある連絡先に電話をかけましょう。
- 知らない事業者からの訪問や電話には対応しないようにしましょう。
- 点検を安易に受け入れず、家族や友人、専門家に相談してから判断しましょう。
- 不要な点検や契約はきっぱり断りましょう。
- 不安を感じたら消費生活センターに相談しましょう。

消費生活相談関連のご案内【令和7年6月分】

相談内容	開催日
無料弁護士法律相談 《予約制》	令和7年6月13日(金)、27日(金) 10:00~12:00 13:00~16:00
	予約は令和7年6月2日(月)午前8時30分から受付を開始します。 市民活動政策課 TEL: 0965-33-4482までお電話ください。